

# 企業法務等の位置付けについて

平成14年7月22日  
日本弁護士連合会

## 1 総論（導入）

弁護士は社会正義の実現及び人権擁護の理念をもって、社会の様々な分野で活躍し、法の支配の理念を浸透させていくべきである。

司法試験合格という一定の基礎的能力を有し、かつ様々な分野で一定の実務経験を積んだ者を活用することは有意義である。

しかし、修習を経ていないことから、一定の能力担保措置は不可欠。特に、倫理研修、弁護実務研修が重要である。

企業法務の実態については、別紙資料（NBL）参照

## 2 各論

「民間等で一定の実務経験を有する」とは

ア 「民間等」の内容（一定の実務経験となる職業）

企業法務担当者

公務員等

イ 「一定の実務経験」と言えるための要件

企業法務担当者

相当程度の経験を有する弁護士の在籍する企業の法務部門において、その弁護士の指導の下で、10年以上の法律実務経験を積むこと

・一定の経験を有する法曹の指導により育てられるべき

・十分な実務経験を身に付けるためには、一定以上（10年）の期間が必要

公務員等

立法実務・訴訟実務等に10年以上携わること

付与する「法曹資格」の内容

弁護士資格を付与する

「資格付与を行うための具体的条件」とは

ア 弁護士会の行う研修過程（6か月程度）を終了したこと

イ 研修は、弁護士職務研修とし、倫理研修、弁護実務研修を中心とする